

# 前橋市立桂萱小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定に当たっての方針

### (1) 桂萱小学校の基本的な考え方と方針

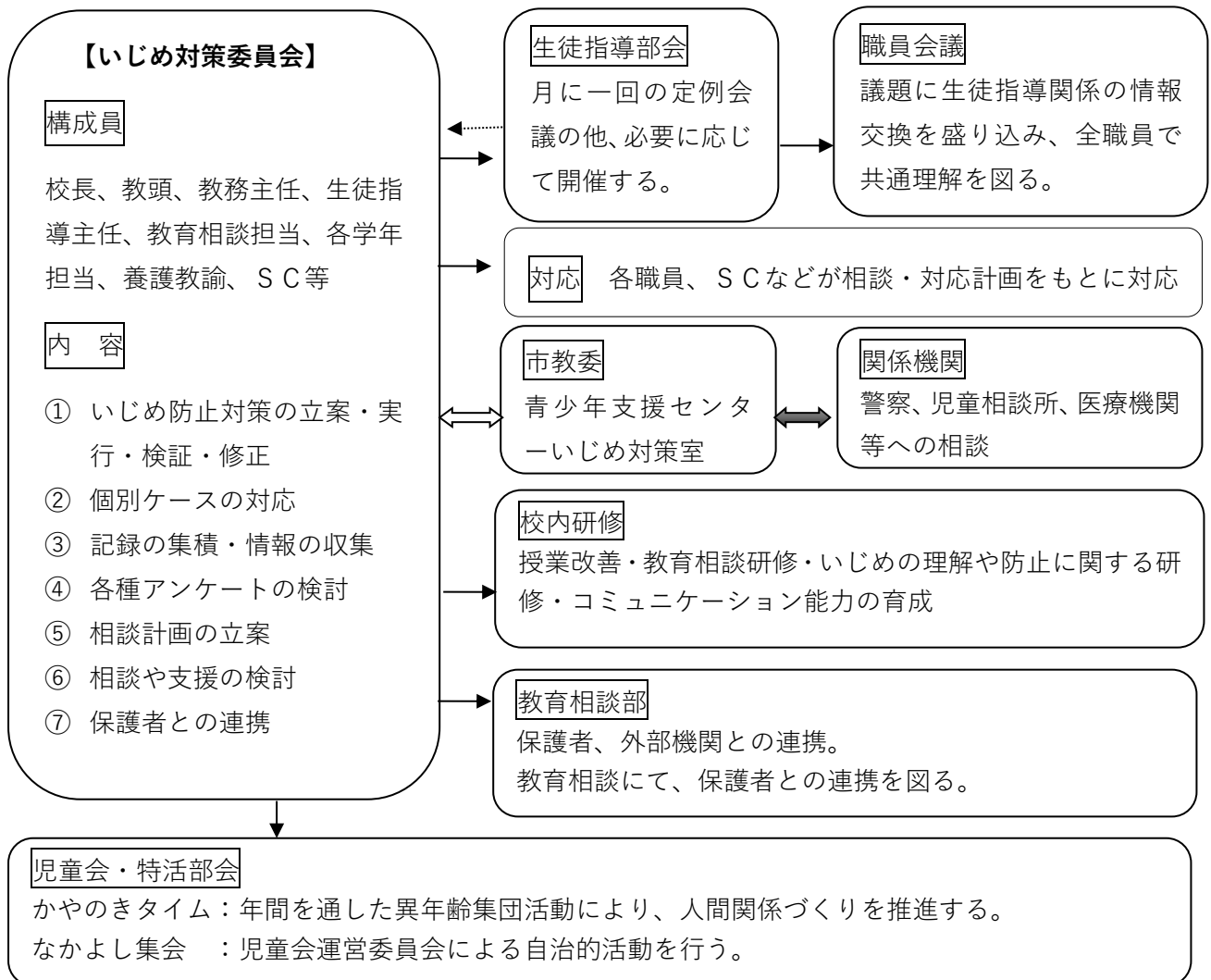
全ての児童と大人が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という認識のもと、いじめの問題から目を背けず、自分たち自身の問題として考え、「いじめを絶対に許さない学校」作りを推進する。

### (2) めざす児童像

- 勇気：困っている人がいたら、自分のこととして考え行動する子
- 思いやり：相手のことを思い、お互いを大切にする子
- 協力：周りの人とよい関係をつくり、何事にも全力で取り組む子

## 2 組織および校内体制についての方針

生徒指導部を中心として、学年ブロックや児童会組織の他、特別支援担当教諭や養護教諭など、児童の実態を広範囲に把握できるチームを組織し、いじめの未然防止や早期発見、発生時の対応など、実践的な取組を可能とする校内体制を整える。 ←……報告 → 連絡 ↔ 相談・助言 ↔ 連携



(1) 基本方針

いじめは、どの子にも起こりうるという認識のもと、児童の尊厳が守られ、児童をいじめにむかわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組んでいく。具体的には、児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくり、学校づくりを行っていく。そうした中で、互いのよさを認め合える人間関係・学校風土を、教師だけでなく、児童自らが作り出していけることをめざしていく。

(2) 指導計画・研修計画

	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>○いじめ防止に係る年間計画の共通理解</li><li>○職員全員による情報共有、指導引き継ぎ</li><li>○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり</li><li>○保護者への基本方針の説明</li><li>○なかよしアンケート（4月の気持ち）</li><li>○スクールカウンセラーとの情報交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての教職員が学校基本方針を理解する。</li><li>・いじめ防止ポスターの掲示</li><li>・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について周知を図る。</li></ul>
5月	<p><b>【春のいじめ防止強化月間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○教育相談の実施（全児童対象）</li><li>○学級活動 「よりよい学級にするために話し合いをしよう」</li><li>○JRC 登録式、緑の少年団結団式</li><li>○いじめ防止強化月間の取組 児童会運営委員による「なかよし集会」の企画・実施</li><li>○学校行事等を通じた人間関係づくり</li><li>○なかよしアンケート（5月の気持ち）</li><li>○スクールカウンセラーとの情報交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育相談では、児童の実態を把握し、いじめの未然防止や早期発見に役立てる。</li><li>・よりよい学級づくりに児童が主体的に取り組めるよう、話し合い活動を、発達段階に応じて支援していく。</li><li>・いじめ防止強化月間の取組として、児童会運営委員が中心になり、なかよし集会を企画・実施する。</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>○かやのきタイム実施①</li><li>○なかよしアンケート（6月の気持ち）</li><li>○学校行事（林間学校・社会科見学・修学旅行）等を通じた人間関係づくり</li><li>○総合的な学習における体験的活動、協同的な学び</li><li>○スクールカウンセラーとの情報交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・かやのきタイム（異学年交流）を通じ、自己有用感や進んで他者と関わろうとする意欲を培えるようにする。</li></ul>
7月	<p><b>【いじめ防止フォーラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○全小中及び高校生の学校代表者等により開催</li><li>○かやのきタイム実施②</li><li>○なかよしアンケート（7月の気持ち）</li><li>○総合的な学習における体験的活動、協働的な学び</li><li>○いじめ防止ポスター参加の呼びかけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ防止フォーラムで協議したことを、紹介し、実践できることを話し合う。</li></ul>

8月	○学校基本方針の見直し・検討	
9月	○なかよしアンケート（8・9月の気持ち） ○運動会を通した人間関係づくり ○総合的な学習における体験的活動、協働的な学び ○かやのきタイム実施③	・運動会に向けて取り組む中で、児童が互いの良さを認め合える雰囲気づくりを進める。
10月	○学校行事（遠足・社会科見学・マーチング活動等）を通した人間関係づくり ○運動会を通した人間関係づくり ○なかよしアンケート（10月の気持ち） ○総合的な学習における体験的活動、協働的な学び	・学校行事を通して、学年や学級内の温かい人間関係づくりができるよう支援していく。
11月	○学級活動「クラスの問題について話し合おう」 ○かやのきタイム実施④ ○総合的な学習における体験的活動、協働的な学び ○なかよしアンケート（11月の気持ち）	・学級活動では、話し合い活動を通して、児童が主体的によりよいクラスについて考えられるよう支援する。
12月	<b>【冬のいじめ防止強化月間】</b> ○道徳の授業実践 ○なかよし標語づくり（親子で標語づくり） ○かやのきタイム実施⑤ ○スマイル集会 ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施 ○なかよしアンケート（12月の気持ち）	・人権や思いやりに関する道徳の授業を各クラスで実践する。啓発ビデオ等を活用し、各クラスで視聴し、話し合いがもてるようにする。 ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや、今後の取組について検討を行う。
1月	○かやのきタイム実施⑥ ○総合的な学習における体験的活動、協働的な学び ○なかよしアンケート（1月の気持ち）	・クラスが団結して、行事に向けて取り組む中で、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
2月	○長縄大会を通した人間関係づくり ○いじめ防止子ども会議の実施 ○学級活動「進級・卒業に向けて」 ○かやのきタイム実施⑦ ○なかよしアンケート（2月の気持ち） ○6年生を送る会を通した人間関係づくり	・かやのきタイムの引き継ぎや、進級・進学について考える活動を通して、異学年交流等のかかわり合いを引き継いでいこうという意識をもたせていく。 ・「6年生を送る会」では、事前準備、当日の運営を通し、子どもたちが主体的に取り組めるよう支援する。
3月	○なかよしアンケート（3月の気持ち） ○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討	・生徒指導部が中心となり、今年度の取組について検証し、来年度に向けての方針を定める。

(3) 保護者・地域・他校との連携

- 幼稚園や保育園（所）、中学校との情報交換を行う。
- 万引き防止教室（3年生対象）などで、スクールサポーターとの連携を図っていく。
- 学校だより、教育相談、懇談会などで、保護者に対しても啓発を行う。

#### 4 いじめの早期発見に関する取組について

(1) 基本方針

いじめの早期発見のため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化を見逃さないようにするとともに、気づいた情報を教職員間で確実に共有していく。ささいな兆候であっても、複数の教職員で的確に関わり、注意深く対応していく。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- 日々の観察や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- 日頃から、いじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- 家庭と連携して児童を見守り、情報を共有していく。

(3) 情報を確実に共有するための取組

- 生徒指導部会を月に1回程度開催し、実態把握をするための情報交換を行う。
- 生徒指導部会においては、養護教諭等、各分掌からの情報も共有できるようにする。また、部会の内容は、すぐに全職員に周知を図る。

#### 5 いじめの対応に関する取組について

(1) 基本方針

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的な対応をとる。被害者児童を守り通すとともに、教育的配慮の基、毅然とした態度で加害者児童を指導する。その際には、当該児童の社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

(2) 重大事態発生の場合について

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

- ① 重大事態が発生した旨を、前橋市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と連携し、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査(アンケートや聞き取り)を実施する。
- ④ 調査結果については、関係児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 保護者・地域・報道機関等への対応は、市教育委員会と連携し適切に行う。
- ⑥ 関係児童・保護者・他の児童への対応や心のケアについて、養護教諭・スクールカウンセラーと連携し適切に行う。

## 6 その他

### (1) 評価と改善について

学校評価において、いじめ問題に対する取組について保護者・児童・教師それぞれの立場から達成状況を評価していく。その際、いじめの有無を評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見に対する取組が評価されるよう、留意する。学校は評価結果をふまえて、指導計画の見直しなどその改善に取り組む。

### (2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、いじめ問題の重要性についての認識を広める。保護者会等の機会を活用し、いじめの問題についての情報を提供し、学校だより、教育相談などを通じて、家庭との緊密な連携協力関係を築く。